



様式第3号

(日本工業規格A列4)

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

株式会社アイヴィクト

(ふりがな) だいいょうどりしまりやく おちあい みつじ

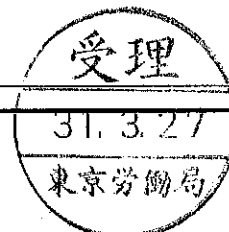
②届出者 氏 名 代表取締役 落合 光司 印



職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	
(ふりがな)	かぶしきがいはく あいびくと
④氏 名 又 は 名 称	株式会社アイヴィクト
⑤所 在 地	〒142-0062 電話 03 (6426) 4510
	とうきょうとしながわくこやま2-5-1-102
	東京都品川区小山 2-5-1-102
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添手数料表のとおり
⑧備 考	落合 光司 090-8384-8673



様式例第3号-1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 []	<u>1,000</u> 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 []	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 [] *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50</u> % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 [] は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社アイヴィクト

東京都品川区小山 2-5-1 ~~102~~ クレセントビル 101号・102号

様式例第3号-2 【サーチ/スカウト型】

手数料表
(サーチ/スカウト型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 [REDACTED]	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索 [REDACTED]	着手金 <u>100,000 円</u> 活動1日あたり <u>10,000 円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50 %</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の <u>50 %</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 [REDACTED] が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社アイヴィクト

東京都品川区小山 2-5-1-102 クレピオ 元町小山 10132-10232

様式例第3号-3 【再就職支援型】

手数料表
(再就職支援型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 [redacted]	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 [redacted]	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税 [redacted] が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社アイヴィクト

東京都品川区小山2-5-1-102 クレジットバンク 101号・102号